

〈論文〉

近世後期の朝廷と幕府の災害祈禱

— 安永〜安政期 —

間瀬 久美子

要旨

近世後期光格天皇を挟む前後の時代の朝廷・幕府の災害祈禱を考察することが課題である。天明飢饉以降、大政委任論や国内外の危機的状況の深化に伴い、幕府も災害祈禱に直接関与するようになった。開港後の朝廷祈禱の中心は攘夷へと移っていくが、幕府の衰退と反比例して朝廷の国家祭祀権が単純に強くなったとのみえない面もあり、多面的な考察が必要であることを提起したい。

キーワード

祈禱 朝廷 寺社 光格天皇 災害 地震 飢饉

はじめに

近世の天皇・朝廷は、幕藩権力の中で必要不可欠な要素として、主に宗教的機能を担うものとして位置付けられている。筆者も近世朝廷は、幕藩権力体制の中で、前時代から引き続き保持されてきた機能の一つに、国家祭祀や祈禱などの宗教的機能があると考えている。しかし、それは、天皇制を擁護したり、古代からの連続面を主張したいがためではない。また、公_二朝廷と、武_二幕府の両者の関係を、常に協調か対立かの側面で捉えることでもない。

鎌倉・室町・戦国期を経て、再編成された近世幕藩権力下での朝廷・天皇の役割・位置とは、宗教的機能一つを取り上げても時代によって変化しており、近世においても、協調もあれば対立した緊張関係も孕みつつ変容を遂げてきたものであると考える。

この三十年余、制度・儀礼・政治・宗教・財政面から様々な実証研究が蓄積されてきた。しかし、近年の近世朝廷・幕府関係を論ずる研究では、対立面を叙述すると対立史観という目で評価されてしまう傾向にある。また、その一方では、近世国家の緻密な実証研究の進展とともに、主に政治史の視点から、変容の画期を、朝廷と幕府の協調対立かの側面で画期か否かを判断されている傾向がある¹と感じている。

本稿で扱う安永から安政期は、光格天皇時代の評価を抜きにして論ずることはできない。筆者は、天皇制は近代国家において成立するものであるが、その前提となる近世天皇・朝廷の変容を、祭祀に着目しながら思想的視点から論じてきた安丸良夫氏の研究に基づき、天皇制をめぐる転換期は、明治維新を挟んだ一八世紀から一九世紀末までの間約一世紀²と長いスパンで捉え、最も大きく変容した明治維新期に至るまでの近世後期の過程として光格天皇時代の分析は重要であると考え。本論叢五八号³で、近世の国家祭祀や祈禱に関する研究史の整理と災害祈禱一覧については、既に発表しているので、本稿では、まず、光格期の研究史の整理からはじめたい。

藤田覚氏は、政治史の視点から、寛政から文化期を「初発の体制的危機の時代」、文政から天保期を「本格的体制危機の時代」と捉え、寛政期の朝廷では、頂点に立つ光格天皇が強い君意識を持ち、さまざまな朝儀祭祀を古きよき時代に再興・復古させることを通して、宗教的・政治的な朝廷権威の上昇を図り、一方の幕府は、対外的危機と国内の国家的危機に直面して、松平定信の大政委任論の表明と朝廷に対する政治責任を明確にして、朝廷の崇敬と融和をはからなければならぬ状況があり、やがて天保期の外夷と飢饉・一揆に代表される国内外の本格的な体制危機に直面して、朝廷が明確な政治主体として登場する前提となった時期と位置づけた⁴。

高埜利彦氏は、光格期の尊号一件は、江戸幕府の朝廷統制の第二の変容の画期、即ち、将軍権力による朝廷権威の協調時代の終焉を意味し、文化・文政期以降の「内憂外患」の国家的危機のなかで、国内外の危機回避から天皇権威が浮上し、幕府による統制の枠組みは続きながらも、幕末の朝廷と幕府の逆転に向っていった⁵と捉えている。

一方、朝幕協調論を展開する山口和夫氏は、朝儀復興の意思が強かったとされる光格天皇の時期を、「江戸幕府に期待・要求し、幕府の許容範囲内に留まるもの」と評価し、大政委任も文久三年三月七日の将軍家茂上洛時の勅命への謝辞を以て制度化の始まりとしている。同じく、松澤克行氏・長坂良宏氏は朝廷機構の要である公家・撰家の朝廷運営の視点から、家近良樹氏は和親・通商の条約問題から、また、上皇を含めた制度・機構分析をした村和明氏も独自の視点から、光格天皇による朝廷再興の進展という朝幕関係の変容を否定⁶する。

藤田・高埜両氏が、光格天皇の寛政期に近世国家の重要な変容の一画期を見出しているのに対して、山口・松澤・長坂・村各氏の若い研究者の捉え方は、光格天皇の寛政期を朝幕関係変容の一画期として位置付けないのが近年の研究動向である。

筆者は、天皇・朝廷の権威について、その宗教的機能の一端である国家祭祀における天皇・朝廷の果たした役割について、具体的に論じるため災害祈禱を素材にして、豊臣政権期から霊元天皇までの前期、元禄から寛延・明和期までの中期の特色を分析⁷してきた。本稿は、近世災害祈禱の後期に相当する安永期から、安政二年までの、後桃園・光格・仁孝・孝明天皇初期に至る天皇権威の浮上する時期の災害祈禱が対象である。本稿の課題は、天皇の宗教的機能を、近世後期の災害祈禱にしばって、光格天皇の時代を中心に、朝廷と幕府の災害祈禱に対する対処の在り方と特色を分析することであり、ひいては光格天皇の時代が近世国家のなかでどのような変容の時期に当たるとも考えた。

一 拮抗する朝廷と幕府の災害祈禱

1 光格天皇以前の災害祈禱 — 後桃園天皇 —

明和七年（一七七〇）、後桜町天皇は、民衆生活に身近な炎旱祈雨を朝廷の国家祭祀として再興することを意図したが、関白近衛内前と陰陽頭土御門泰邦の反対により実現できず、諸社寺に内々の祈雨として依頼していた⁸。この後桜町天皇の意思は、後桃園天皇に引き継がれていた。安永七年（一七七八）七月一日から三日の大雨により、賀茂川が氾濫して今出川烏丸室町辺の路上は河の如くとなり、北方築地も破落し、多数の人家が流出し死亡者がでた。比叡山では山崩れがあり、志賀ほか諸国でも洪水があり、周防国中では人家入水で溺死者は数知れぬという伝聞も後日入る有様⁹であった。こうした状況下で後桃園天皇は、同月一五日に洪水のために、七社七寺¹⁰における天下泰平・海内無為等の七日間祈禱を二二日から開始する御教書を発給した。

日来雨澤雖不涉旬屢有洪水聞是、尤示變異乎、依之從來廿二日一七箇日抽丹誠、可奉祈天下泰平・宝祚長久・此後弥海内無為・上皇女院新女院女御等安全之事、可擬懇念之旨、可令下知、神宮給之由、天氣所候也、俊親誠恐謹言

七月十五日

右少弁俊親 奉

進上 三条大納言殿神宮上卿也¹¹

この洪水祈禱は、後西天皇万治三年（一六六〇）以来、一一八年ぶりの民衆に身近な災害を朝廷が国家祭祀として復興するという画期的なものであったが、御教書には、上皇・女院・新女院・女御の安全を祈る文言はあっても、「万民」の安全を祈る文言はまだ入っていないかった。禁中でも同期間、神祇伯白川資頭が宮中で代官として神事祈禱¹²をすることを大乳人より申し渡されて執行している。

2 天明の大飢饉と朝廷・幕府の祈禱 — 光格天皇の時代 —

天明七年（一七八七）は、同三年の浅間山の噴火以来長期に亘る気候変動により東北一帯に大被害を出した大飢饉の続いていた年である。同年六月初め頃から一〇月頃まで、数万の民衆が禁裏御所の築地塀の周囲を廻り拝礼祈願する「御千度参り」が展開され、この民衆行動に触発された天皇が、関白鷹司輔平・武家伝奏油小路隆前を通して所司代戸田因幡守忠寛に対して窮民の示談を申し入れた結果、合計一五〇〇石の救米を幕府から救出させた事實は、藤田覚氏によって政治的に重大な朝幕関係の転換点¹³と高く評価されている。同氏は、賽銭を包んだ紙に願いごとや訴えが書かれていたことを重視して、京都町奉行所に窮状を訴えても対策をとってくれなかったため、天皇に直訴したのだと解釈し、延享二年（一七四五）の河内百姓一万三〇〇〇人餘が年貢増徴等の撤回を天皇に訴願しようとした先例を指摘して、天明の御千度も、政治訴願¹⁴の一つと捉えている。しかし、民衆の行動は、「頃日雑人日々御築地内相廻り致拝礼候 全飢渴困窮ニ付祈誓之様ニ候、（中略）長橋局以上野被申、御築地廻り御千度致候雑人散錢数多有之候、貧窮難渋之内より聊つゝにても上候」¹⁵とあるように、天皇に対して飢饉に対する救米を要求したのではなく、貧窮にもかかわらず散錢をして、あたかも神仏に祈るが如くの宗教的な行動をとっていることである。民衆はなぜ天皇を祈りの対象としたのであろうか。深谷克己氏は、極難に際し禁裏の神秘的能力に依拠する民衆感情¹⁶と捉えているが果たしてそうであらうか。筆者はその理由の一つは、毎年節分時における民衆の内侍所参詣が恒例化しており、京都の民衆にとって朝廷は、立春を迎えるために祈りに行く場として定着していた慣習があったからだと考えられる。しかし、それだけではない。朝廷は幕府に対する救米要求行動をとる前の五月一三日に、飢饉に対する七社七寺への祈禱を検討しており、幕府よりの下行先例の有無を関白が武家伝奏に問い合せている。

一七社七ヶ寺御祈用脚差支有無可相糺殿下被命之由也 翌十四日先例無下行之由殿下江申入了、
此節末々困窮之由、依之可有御祈御沙汰之由殿下内被示云々¹⁷

飢饉祈禱に対する下行先例はないことが判明したが、朝廷では内々に窮民に対する祈禱を実施することを決定していた。実際、伊勢神宮では、同年五月一九日に、大宮司が内宮長官に対して、次のような沙汰を下している。

依以霖雨屢降、天下泰平・宝祚長久・万民豊饒之御祈、従来廿日一七箇日一社一同、可抽懇誠之旨、御教書并祭主下知、如斯祈候、神宮可令其沙汰給候、恐、謹言

五月十九日

大宮司 判

謹上内一三位殿¹⁸

この史料から、実際に朝廷が御教書を発給して五月二〇日から二六日の七日間伊勢神宮では祈禱しており、祈禱理由は飢饉ではなく、「霖雨屢降」という天候不順という自然災害を理由とした文言に変化しているが、祈禱文言は「天下泰平・宝祚長久・万民豊饒」と記されていることがわかる。延暦寺にも、五月一六日に同内容の奉書が届いており、同二十日より、七日間の同理由・同祈禱文言の災害祈禱が執行¹⁹されている。祈禱文言に「万民豊饒」が登場したのは、光格天皇時代になって初めてのことであり、この文言が飢饉に困窮した人民に対する措置であることは、明らかである。お千度参りの民衆も、後桜町天皇以降、炎旱祈雨・洪水・霖雨等の自然災害時に民衆に寄り添ってくれる朝廷の災害祈禱に対する近親観があったからだと考える。天明七年の霖雨祈禱は、文言こそ「飢饉」ではないが、朝廷の飢饉祈禱として、最初のものではあった。

一方、幕府方でも救米を出す前に、日光東照宮では、次のような対応をしている。

天明七年五月十八日

一 今十八より一七日之間、於宮一山中、御本地堂にて一坊中五穀成就御祈禱有之、一山中江仁王経千部、一坊中江五千部被 仰付、一山中五ツ時より出勤、毎日仁王経壹人ニ付六部ツ、之由也

一 昨日御留守居より来翰、年行司上殿之所被申渡候者、相続雨天甚無覚束、依之明日より一山御祈禱有之候、

(中略)

一辰刻過一山中社司中出仕、衆僧仁王經誦終有之候、社家中御祓七日ニ一百度御祓執行有之候、(中略)但シ御留守居初座計り出勤有之候

同年六月朔日

一天下泰平御祈禱、別段於 御神前執行可仕旨今日決定、

一五穀成就之御祈禱、別段隱幽加持壹座執行、今日より於番所開白也

一御留守居部屋書付を以被申渡候趣者、去ル頃臨時之御祈禱被 仰付候所、丹誠抽致候旨、御気色之御事御座

候旨、書付ニ而被申渡候、以上²⁰

日光東照宮では、五月一八日〜二四日の七日間、「相統雨天」のため、臨時祈禱として一山で千部・一坊で五千部の仁王経が午前八時出勤、毎日一人につき六部の誦経執行と、社家中では七日で御祓一百度という大規模な災害祈禱が執行された。また六月一日には天下泰平・五穀成就の祈禱が一山で決定されている。この災害祈禱は、あたかも朝廷での七社七寺祈禱と期を同じくして執行されているが、表向きは幕府命令とは明記されない一山独自の自主祈禱形式であった。増上寺でも、五月二七・二八の両日護国殿において、五穀成就の臨時祈願が庵主以下午前七時の大鐘で出勤し執行²¹されている。また、本丸大奥よりの内々依頼で六月三日には、内々祈願を護国殿臨時祈願として執行、同一九・二〇両日には「国家安全五穀成就祈願」として、家康廟安国殿(一九日)と護国殿(二〇日)において護念経一時千卷の執行と同時に、同一九日には、寺社奉行土井大炊守利和の達書として、松平定信が老中上座に列したことを、増上寺山内のほか、府内六ヶ寺(伝通院・靈巖寺・靈山寺・幡随院・天徳寺・誓願寺)・五口(下谷・浅草・深川・三田・山之手)のみならず、京四ヶ山・駿河三五ヶ寺・田舎壇林一三ヶ寺・大沢円通寺や岩城専称寺に至るまで、宿坊使僧を呼んでの広範囲な伝達をしていること²²から、増上寺での国家安全祈禱は、江戸・駿

河といった幕府創業の領地中心に、大奥依頼の国家安全祈禱と老中松平定信の喧伝が一体となった寺社奉行による伝達であったと思われる。

天明七年の民衆の御千度参りに先駆けて、朝廷では、一早く、天候不順による凶作に困窮する民衆を察知して、「万民豊饒」のために霖雨屢降祈禱を七社七寺で執行していたのに対して、幕府側は、日光・増上寺という幕府の宗廟で、寺社独自の決定、もしくは大奥内々の依頼という形で、民衆のためよりも「国家安全」を第一義とする祈禱を、松平定信政権の喧伝として寺社奉行が江戸・駿河を中心に伝達していることが判明した。祈るという行為において、幕府よりも朝廷の方が、より早く民衆を対象としていたことが理解できよう。

3 幕府の統治者意識 — 天明八年災害祈禱の全国触 —

幕府が天明の大飢饉に対する祈禱を意識して積極的に乗り出してくるのは、松平定信登場後の天明八年（一七八八）になってからである。これには、前年の御千度参りで五万とも七万ともいう数の民衆が朝廷に祈願していた行動に対して、所司代が「雑人差留」をしてはどうかと朝廷に申し入れたことに対して、朝廷が「無子細由示給」²³と御千度を容認していたことも影響していよう。

同年三月二七日、幕府は寺社奉行に、出雲大社・豊前宇佐・常陸鹿島・下総香取の各社に対して、黄金三枚の祈禱料を、また護持院に対しては白銀三〇枚の祈禱料を遣わして、近年の打続く不作（天明の大飢饉）に対して、「五穀成就世上安全之御祈禱」²⁴を命じた。さらに、同年十二月には、幕府は全国の朱印地寺社に対して、次のような災害祈禱の命令を下している。

御勘定奉行え

諸国 御朱印之寺社ニおゐて、五穀豊熟萬民安穩之儀、一統ニ可遂祈禱之旨被 仰出候間、右之趣可被申渡候、尤守札護符様之品施行候儀も、勝手次第第三可致候

一先年、浅間山焼、奥羽飢饉疫癘且関東出水、京都火災等にて、下々失亡いたし候も不少旨相聞候ニ付

京都 知恩院

上州新田 大光院

奥州岩城 専称寺

羽州庄内 大督寺

葛西小松川 仲基院

御府内本所 回向院

右於寺院、今度施餓鬼修行可致旨被 仰付候、右修行料として銀拾枚ツ、被下候間、其段可被申渡候、尤被

下銀之儀は、御勘定奉行可被談候

右之通、寺社奉行え申渡候間、可被得其意候

十二月²⁵

この祈禱は、天明三年（一七八三）の浅間山大噴火による東北諸国の大飢饉・疫病・関東洪水・京都火災という災害の続発に対して、幕府が、全国の朱印地寺院における「五穀豊熟萬民安穩」の全国触を発令し、また知恩院・回向院等六寺に対して、施餓鬼料として銀一〇枚支給の施餓鬼修行を命じたものである。幕府命令の祈禱文言にも「萬民安穩」が入り、施餓鬼修行の理由の一つに、同年一月三〇日の禁裏仙洞兩御所・二条城が炎上し、焼死者一四一六人餘・行方不明者七〇〇〇餘人に及んだ京都大火²⁶をも加えて、「下々失亡」と民衆を意識した文言が入っていることに注目したい。これは、前年の御千度参りに数万の民衆が天皇を頼って参集したことを意識しての文言ではないのであろうか。藤田覚氏のいうように、天明七年に朝廷から幕府に対する窮民救済の申し入れは、朝廷による本来の大政委任からの逸脱²⁷であり、幕府から見れば大政委任に傷がつけられたことを意味していた。よって、

幕府が全国朱印地寺社に対して「五穀豊熟万民安穩」の全国触を発したことは、幕府が民衆に対しての統治者であることを、朝廷と民衆に確認させるために、必要な措置であったと位置付けたい。

では、この幕府全国触に主だった寺社はどのように対応したのであるうか。伊勢神宮には、翌天明九年（一七八九）一月九日に伝達されており、同一六日には外宮で、翌一七日には内宮で五穀豊熟・万民安穩の祈禱が執行されているが、同神宮には毎年一月に將軍代参として派遣される高家織田信由が同二日に参拜²⁸しているという事情があった。賀茂別雷神社には、同年一月二〇日に、町奉行配下の伝達役方内より、また延暦寺には、翌二日に武家伝奏を通じて伝達されているが、上賀茂社では、長日の祈禱を以て今回社中での祈禱に及ばずと決定²⁹しており、また延暦寺では、妙法院宮から幕府への年頭の使者派遣と祈禱巻数献上³⁰という実績からであろうか、幕府全国触による災害祈禱は実施されることはなかった。日光東照宮には、伊勢と同様年頭の使者として前田長禧が派遣され、同一七日に代参³¹しているが、その前後に天明飢饉による五穀豊熟等を祈る全国触の記録はなく、閏六月二六日になつて早魃による神領疲弊を百姓が訴えても「上野江申上候所、（中略）畢竟信心薄キ故ニ候、一山社家一坊杯此上随分信心専要ニ候」³²と、日光門主は、社家坊中全員の信心不足であるという万民とは無縁の回答しかしていないことから、日光には全国触は伝達されなかったようである。

増上寺にも天明八年全国触の記録はないが、翌寛政元年（一七八九）五月二四日に次のような記録がある。

一 為雨請御祈願被仰出ニ付、達書如左

明廿五日五時、於 鎮守殿、為雨請五穀成就、御念經一時千卷被遊御執行候間、大鐘次第庵主以上、香衣・五条着用、不残出勤候之様、三谷へ御触可被成候、以上

五月廿四日

役者

当月行事 了念和尚

外四口（別当・塔頭・三連社・別院）右三准候事

一 御府内六ヶ寺（伝通院・靈巖寺・靈山寺・幡隨院・天徳寺・誓願寺）、御朱印寺院へ触達 如左

請雨五穀成就之祈禱、此節抽丹誠御修行可被成候、以上

六ヶ寺 但 小石川役者（伝通院壇林）宛

修行可有之候、以上

芝西応寺・西久保大養寺・小石川無量院・中里円勝寺・板橋乗蓮寺・同智清寺・浅草浄念寺・同西福寺³³

五月二五日になって、増上寺は、雨請と五穀成就のために御念経千巻の祈禱を執行すると同時に、伝通院等六ヶ寺と浄土宗御朱印寺院へ請雨五穀成就祈禱を伝達している。

関東の地方神社では、執行されたのであろうか。武州府中惣社六所宮（大國魂神社）には、同年五月四日の日記に全国触が記載されており、同二四日より五穀成就祈禱として、当番一人午前六時より午後八時まで一万度、社僧万巻般若修行と、二九日六時から翌六月一日一〇時までは太々神楽をするという内容を近郷名主³⁴に呼び掛けており、実際に執行されている。武州一宮である氷川神社の「公用日記」（寛政元年―二年）にも、寛政元年三月に諸國御朱印神社への全国触の伝達により、三月二〇日より「五穀豊熟萬民安穩」の祈禱を施行し、同二五・二六日の両日には太々神楽を興行して御祓大麻を献上したい旨の寺社奉行宛の口上書³⁵が神主から提出されている。

以上から、天明飢饉祈禱の「全国触」は、伝達されても、実際の祈禱執行の時期・期間は一定ではなく、伊勢を除くと伝達直後の執行ではなく、三月から五月下旬の雨乞の時期に五穀豊穰祈禱として執行しているところもあれば、上賀茂・日光東照宮・延暦寺のように国の頂点に位置するような大寺社でも、執行しなかったところもあり、全国的には不徹底であったことが推測される。

その後、寛政二年には寛政内裏造営で朝廷に譲歩し、同三年・四年に尊号事件で朝廷と熾烈な抗争を展開してい

た幕府³⁶にとつては、全国触の不徹底は威信にかかわることでもあった。幕府は、寛政四年（一七九二）五月に出雲・宇佐・鹿嶋・香取の各大社には、黄金三枚、護持院に対しては白銀三〇枚の祈禱料を、また同六月には、石清水八幡に金三枚の祈禱料を支給して寺社奉行を通じて「五穀豊熟・安全」祈禱³⁷を伝達したのである。

4 民衆を味方にした寛政期の朝廷祈雨

天明八年に朝廷が、幕府よりも先に天明大飢饉に対する祈禱をしなかったのは、同年一月三〇日の京都大火で禁裏・仙洞御所をはじめ閑院宮以下四宮家、鷹司閔白以下五摂家をはじめ大半の公家屋敷や一七〇余の社寺を焼失してしまい、また聖護院を仮御所としていた光格天皇自身も、一月から三月にかけて疱瘡を患い、三月中旬以降は平安内裏復活を意図した内裏造営計画で朝幕間交渉が緊迫した状況³⁸にあったからである。幕府全国触は、朝廷に対しても天明九年（一七八九）正月九日に禁裏附役人に届き、各御所に廻状で伝達³⁹された。朝廷では、寛政元年（一七八九）六月一日に御祈奉行柳原均光に議奏廣橋伊光より、同三日より七日間の炎旱祈雨祈禱を七社七寺で執行するよう伝達された。その御教書は以下如くである。

累日炎旱黎庶之患最甚因是、従明日三日一七箇日甘雨之御祈、可抽丹誠之旨、可令下知 神宮給者、依
 天氣言上如件、均光誠恐謹言

六月二日

左少弁 均光奉

進上花山院大納言殿

自余漏之、今日御教書文言内、及染宸翰下賜云々、仍均光不加私意所書下也⁴⁰（棒線は筆者）

注目すべきことは、御祈奉行が作成する御教書の文言を、今回は光格天皇の宸翰であると断っていることである。光格天皇が自筆の御教書を下賜した理由は、幕府の全国触への対抗意識と、もう一つは、後桜町天皇の明和七年に中絶されてしまった炎旱祈雨を 朝廷正式の災害祈禱として再興する意思の表明からであろう。「累日炎旱黎庶之

患最甚」という一見何気ない文言にも、光格天皇の早魃に苦しむ民衆への並々なぬ思いが込められている。

先の幕府全国触では、動かなかった延暦寺でも、同年六月一日に早魃による寺領の植付困難のため、淨妙庵で請雨祈禱を二日より七日間執行することになっていたが、二日に禁裏御所直々の呼出により、光格天皇の炎旱祈雨祈禱が山門三執行代に伝達されるや、翌三日から七日間の祈雨祈禱が一山あげて執行され、一〇日には巻数が朝廷に献上⁴¹された。

天明七年の光格天皇が幕府に要請した窮民救済措置は、広範囲に伝達され、京や上越では、窮民救済の偽勅書や、光格天皇作という万民の安穩を祈るありがたい和歌が民間に流布⁴²したり、また富士講の食行身祿^{じきやうみろく}（享保一八年没）の天皇は天災・疫病・飢饉に対する祭祀を執行する存在という思想も天明飢饉当時には一般的に知られていた⁴³ように、以後、光格天皇は民衆思いの天皇であるという認識が広がっていったのであろう。武蔵国惣社六所宮・同一宮氷川神社や増上寺や延暦寺においても、田植や早魃で雨の必要な時期に、朝廷と期をにしたかのような請雨五穀豊稔の祈禱をしていることは、万民を意識せざるをえない時勢になっていたからであろう。

しかし、寛政元年は、光格天皇と老中松平定信の間で、閑院宮典仁親王への太上天皇宣下を廻る熾烈な尊号事件の幕が切って落とされた年でもある。朝廷が寛政元年に七社七寺に対して「炎旱黎庶之患」を理由に祈雨を再興したことは、前年の幕府全国触に対抗する光格天皇の万民に対する君主意識の表明でもあったかと思われる。

寛政五年（一七九三）、議奏中山愛親・武家伝奏正親町公明ら五名の公家が幕府により処罰され、翌年閑院宮も死去して、尊号事件は朝廷の敗北に終わった。しかし、この事件を素材にした「中山問答記」等の実録物では、朝廷側の勝利というまるで反対の「京嵐肩」風潮⁴⁴が世間では広まり、朝廷人氣は、読物を通じても広がりつつあった。こうした歴史的状況のなかで、光格天皇は、寛政八年に遊興公家六〇人余の大量譴責により朝廷内における権威の回復⁴⁵に努めると、翌寛政九年（一七九七）閏七月九日の地震があった翌一〇日に、光格天皇は再び、「炎旱黎庶

之患最甚」という理由で、同一日から七日間、「天下泰平・四海安穩・甘雨遍滿・五穀豊穰・宝祚長久・万民安楽」の災害祈禱の御教書⁴⁶を七社七寺に発した。しかし、この祈雨は七社七寺に留まらなかった。

一 御初穂銀壹枚

和州廣瀬郡河合村廣瀬社

樋口若狭守

同国吉野郡丹生村丹生社

神主代

右御内々典侍御局御沙汰ニ而、雨之御祈来十四日廣瀬社十五日丹生社江到着之積、去明和七年寅七月廿四日御祈禱被仰付、御使被遣候振合ニ而相勤可申旨、表使を以御申出、番頭七条勘解由江申渡、御使国川勝之丞、右今日出立之旨御附衆江書付申届、(中略)

右御祈禱之儀、明和之度始而被仰付、其以前後例も無之、別而御取締以来者ヶ様之儀、一、所司代江被申立候事故、被及掛合候而者、中、御差急之御間ニ合申間敷、(中略)、紀伊守殿江書取を以大判事申入候処、御賄頭江被申渡此度差上候、追而御餘銀之節差引之積ニ相成、(後略)⁴⁷(棒線は筆者)

右の史料から七社七寺と同じ間七月一日に、廣瀬・丹生両社に初穂銀一枚が典侍局より届けられ、同一四日に廣瀬社で、一五日には丹生社での祈雨が朝廷よりの内々の依頼として執行されたが、その先例は後桜町天皇の明和七年七月二四日の内々祈雨に求めていることがわかる。廣瀬社と丹生社は、古代律令国家における国家的祭祀である雨乞祈禱に関係が深い神社である。祈雨を、所司代に報告し費用を要求しては、火急な場合に間に合わないという理由で、両社の初穂料や使者派遣費用を餘銀から出費させることに成功したのである。これは、右史料中にも記載されている如く、天明三年所司代牧野越中守より院附役人丸尾和泉守に伝達された奥向女中の代参にも幕府への通達が必要であり、新規の事は何事も幕府へ通達すべきであるという取締⁴⁸のなかでの、地震直後という

機会をねらうての費用捻出であった。

二 長期化した地震と朝廷の政治利用 — 文政一三年と天保三年の地震祈禱 —

1 文政一三年京都地震の祈禱

文政一三年（一八三〇）七月二日午後四時頃京都を大地震が襲った。柳原隆光は、避難した藪の中で大雷のような破壊転倒の音響を聞き、この世の奈落の底と前後不覚の状態に陥りながらも参内した。禁中は冷然として、仁孝天皇は御涼所に避難していたが、夜になり激しさが増すと、庭に庭道を敷き、天皇の傍らには劔璽も安置され、その後ろには左右大臣・右大将・座主宮以下殿上人が坐し、内侍所では御鈴が供されていたという。

公卿殿上人敷庭道、主上令座庭道上、（中略）、右大将参入召庭上、此間内侍所被上御鈴云々、戊斜殿下御参於庭上一件有御相談、宝曆度七社七ヶ寺御祈有之、今度尤可為其分御治定、者又、内侍所被供御鈴之事地動相止迄可被供、院中仰被申上、則其分有御沙汰、（後略）⁴⁹（棒線は筆者）

右の史料から、七社七寺での地震祈禱は避難場の庭上で直ちに関白等と天皇が相談して決定されたが、地震が止むまで内侍所の御鈴を続行することは、光格上皇の意見であったことがわかる。こうして、七社七寺での地震祈禱が始まったが、七日の右少弁光暉からの伝聞によると、賀茂神主が祈禱をしていた時にも御幣が転倒したり、もつれたりして一日として、無事に祈禱を遂げたことはなく、九日に「賀茂御祈一件内々殿下へ申入之処、今日御院参其上被仰上、今日御前へ御参御伺之上、更所一七ヶ日御祈可被仰出御時宜云々」⁵⁰と記されているように、賀茂神社における祈禱の混乱ぶりや、連日の地震が収まる気配になかったことから、関白鷹司政道が光格上皇に院参して相談した結果を仁孝天皇に報告して、更に七日間の祈禱が延長されることになった。一件の災害祈禱が、一四日に及んだことは、近世において前代未聞⁵¹のことであったが、この決定を下したのは光格上皇であり、地震祈禱に

おいても光格上皇が最終的な決定権を掌握していたことがわかる。この文政一三年京都地震は、推定M六・五前後の京都中心の狭い範囲の列震で、御所・築地・二条城本丸等損害・死傷者一六〇〇人余の被害⁵²があり、七月には二八日間、八月には二二日間、九月には一二日間、一〇月・十一月には各六日間、一二月には九日間の地震があり、その翌年天保二年（一八三一）六月一日まで、毎月三〜七回の余震が続いた長期地震⁵³であった。

2 政治的に利用された天保三年地震祈禱

文政京都地震の二年後、天保三年（一八三二）閏一月五日の野宮定功の日記には、「去文政十三年七月大地震雖漸静謐未少々依有余働、猶此後無大震之様、去口被仰下御祈七社七ヶ寺也、来十四日内侍所有臨時御神楽云々⁵⁴」とあり、同年閏一月一四日の七社七寺祈禱と内侍所臨時御神楽執行が記されている。

野宮定功は、この祈禱理由を、文政一三年京都地震が一応鎮まったので、今後大震がなきようにという願いのためと記している。しかし、柳原隆光は、内侍所臨時御神楽の理由を、「天下大平被奉祈謝云々、（中略）或人云、去月十六日関東大地震、大樹城内以下殆及大破、大樹不堪恐懼火急ニ可被行申来故⁵⁵」と記し、天下太平への祈禱の外に、関東大地震による將軍依頼説を記している。また野宮定祥も、①地震は完全には収まっていない、②近日は大略地震はないが中小地震が続いている、③「此説雖難信受去月廿八日酉下刻許、左大將当直伝、御所之間有地動頻強云々⁵⁶」という禁裏御所で強い震動があったという風説を含め合計三原因を記している。平田職寅は、「来十四日御神楽者一昨年七月地震後可被行御沙汰有様、（中略）、右平穩相成御礼ニ付此度被給候、（中略）七社七大神御祈被仰出候⁵⁷」と、内侍所御神楽は文政一三年地震時に予定されていたものであり、御神楽も七社七寺祈禱も文政地震が平穩になった御礼であるという説である。以上のように天保三年地震祈禱は、様々な説が巷で流れていた。実際に天保三年京都では、八月七日、九月一日に二回、同一八日と計四回の有感地震があったものの、一月に地震はなく、関東では前年天保二年二月一三日にM五・五の地震はあるが、同三年に地震は起きていない⁵⁸ので、

関東大地震により將軍が依頼したという風聞や、禁裏御所が震動したという理由は根拠がないものである。伊勢神宮と賀茂神社に発せられた御教書には、「往歲地震依神明之靈驗、即以鎮定餘動未息、頃日平穩感徳之叡慮、尤深益仰冥矚、弥天下泰平・玉體安穩・宝祚長久 御祈」⁵⁹とあり、文政一三年地震が一応治まり平穩な日々が回復されてきたことを喜び、天下泰平等を祈る文言になっている。

文政京都地震による御所破損の修復作業も当然翌年以降に持ち越された。天保三年七月一三日、仙洞御所修復に關して次のような記事がある。

①天保三年七月一三日

一仙洞御所二之対屋屋根棟包地震損御修復之儀ニ付、御取締懸其外立会见分罷越候処、右者格別之御入用ニも相成申間敷候付、(中略)御入用銀者定御修理方御定高内方受取候積り御取締を申談、其後各江相達御入用積帳面為取調、在京勘使江相達御入用銀為取調候上、(中略)、逐一右御入用銀取調候処、朱書合銀七百貳拾三匁八分貳厘之御入用ニ相成候間、右銀高を以各掛りニ而為仕立、御入用銀者定御修理方御定高内方、為請取申度旨、太田備後守殿江相伺候処、伺之通被仰渡候(後略)。

右之通修理職江相達候付 為心得相達候

右書付御附衆方兩役江被相達

②天保三年七月廿二日

初川丹波守

一仙洞御賄当辰年中御入用向之儀、春米無御抛臨時御入用向御多端之御年柄ニ付、(中略)正月より六月迄御入用高貳百九拾貳貫五百三拾目余、七月より十二月迄御入用凡高三百四拾五貫九百三拾目余、合銀六百三拾八貫四百六拾目余ニ相成、御定高并被為増進銀共、都合銀六百拾五貫与差引貳拾三貫四百六拾目余御不足罷成、

右之外、修学院御幸并御能等被仰出候得者、右御入用凡高銀拾五貫目程、三拾八貫四百六拾目程、御不足ニ可

相成哉之趣、(中略) 尤前書御不足之趣者、奥表江茂申達、此後被仰出候御用向之儀、臨時之儀者勿論定式之儀ニ
而も、可相成丈ヶ用捨、勘弁被在之被仰出有之候様、申談可置候、(後略) 右書付勘定所治之ニ相成

③常御殿

天保三年後十一月十五日

平岡長門守

一常御殿御修復^三付、御好替之事并御襖御繕張替等被仰出候箇所、為見請御附衆共当番勘定頭勘定中詰等相廻、修理職案内有之候事⁶⁰ (棒線は筆者)

この三点の史料から、次のことが判明する。①は地震による仙洞御所二の対屋の屋根と棟包の修理費用銀七二三匁八分二厘は、仙洞御所予算内からの支出を所司代太田資始に相談したところ了承されたこと。②は加増された仙洞御所予算から修理費・修学院御幸・御能費用を合計すると、銀三八貫四六〇目の不足になるとい訴えを仙洞附役人が、幕府勘定所に提出すること。③は、仙洞御所常御殿の修復が、光格上皇の好みによる造り替えや襖繕張替の要求があったので、仙洞御所附役人と幕府勘定頭・勘定中詰等の役人が修理職の案内で見廻ったことが記されている。同一九日には、町奉行松平伊勢守と御附永井筑前守、小堀主税以下掛地役人と勘定頭・勘定修理職の見廻り⁶¹も無事に終わっている。仙洞御所修復の光格上皇好みによる変更は問題にされることもなかった。

この時期禁裏常御殿の修復工事も並行して行われており、仁孝天皇は、八月四日に学問所に移り、一二月八日には還御⁶²している。すなわち、天保三年七月以降、禁裏常御殿と仙洞常御殿の修復工事が予算超過のもとで行われ、このような状況下で光格上皇が仙洞御所修復の際、好みに造作変更しているのである。天保三年には、大きな地震がないにも関わらず、朝廷が地震鎮定を理由とした七社七寺と内侍所臨時御神楽を閏一二月に執行しているのは、地震を政治的に利用して、禁裏・仙洞両常御殿の修復工事を行わせ、その完成を「天下泰平」として祝うことが真の理由であったかのような様相である。よって、この地震祈禱の理由として、公家の間でも様々な風聞が飛んだこ

とが理解できよう。ちなみに、天保三年地震祈禱には「万民安穩」の文言もなく、予算を超過してでも常御殿の造替えを実行した光格上皇に、民衆の負担を思う気持ちは全く感じられない。

三 外夷と自然災害祈禱

1 嘉永七年の江戸地震祈禱

嘉永七年（一八五四）は、四月六日に内裏炎上、六月一五日に地震、一月四日・五日に大地震があり、内裏は下鴨社↓聖護院↓桂殿へと移り、閏七月二日には右大臣近衛忠熙邸に仮御所が移転⁶³していた。同年一月四日・五日には、関東・東海・関西・四国・九州の広範囲に及ぶ諸国大地震が発生し、都周辺では「伝聞、浪花紀州尾州勢州濃州等去四日五日地動之後、大津波打上、人家転倒或流失、死亡者幾千人、殊浪花甚敷、橋落事数ヶ所、船数千破損うんぬん前代未聞可恐ゞ」⁶⁴という有様であった。これは推定M8.4の四日の安政東海地震と五日の安政南海地震が連続発生したために、推定震度五の地域が関東の平塚から和歌山・大坂に及び、四国では一六メートルの津波が観測⁶⁵されている大地震であった。朝廷は、この諸国大地震に対して、一月一六日から二二日の七日間七社七寺で、天下泰平・万民平穩の祈禱⁶⁶をしている。

しかし、この前日一五日に、朝廷は異国船渡来により国土平安の祈りとして、三三社の神札・巻数を將軍家定に献上⁶⁷している。その三三社とは、伊勢・賀茂・石清水・松尾・平野・稲荷・春日・大原野・大神・石上・大和・廣瀬・住吉・日吉・梅宮・吉田・廣田・祇園・北野・貴布祢・丹生の二一社に、熱田・香取・鹿島・諏訪・杵築・熊野・宮崎・宗像・香椎・宇佐の地方大社一〇社と伊雑宮（伊勢）を加えた計三三社⁶⁸である。異国船渡来調伏御祈に對する同年五月・九月初穂料として、賄頭より中御門経之左少弁が請取った各白銀二〇枚を、武家伝奏東坊城聡長が三三社各社執奏に渡して⁶⁹いるが、ペリー来航の嘉永六年七年の朝廷祈禱は外夷攘斥が一〇回に対して、自然災

害はわずか二回である。以上からも朝廷祈禱の中心は、外夷攘斥に移っていることが、明白である。

一方、幕府宗廟日光東照宮でも、幕府命令ではないが、日光門主による「国々大地震津波ニ付世上安全之御祈禱」⁷⁰を一月二八日から七日間、御宮と護摩堂において執行している。この直前二六日には、幕府が朝廷に「諸国寺院梵鐘大砲改造」への協力を要請し、翌月一二月二三日（安政元年）には、朝廷から五畿内七道諸国司宛の太政官符「諸国寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事」⁷¹が発令された。この太政官符は、外夷から国を守るといふ点で朝廷と幕府の公武合体見解の一致から発布された。実施されることはなかったものの、近世幕藩国家体制のもとで、朝廷から全国に太政官符が発行されたこと自体が、朝廷の権威を高めることになったことは否定できない。

2 安政二年江戸大地震祈禱

安政二年（一八五五）一月二日夜一〇時頃、江戸を震源地とする推定M7.1、震度六の大地震が発生した。江戸下町の被害は大きく、一万四三二六軒の民家が潰れ、火事で三ノ輪から富ヶ岡八幡、増上寺北あたりまで焼失し、一万二六〇〇人余の死者が出た⁷²という。この様子を武家伝奏東坊城聡長は「大地震潰家多分有之、其上失火火口三十口ニ相成、丸之内大半焼失、本丸石垣多分崩、城門壊之由、死人二十万餘、其内雖大名家壊、其上失火主人行方不知向も大分有之由、土蔵悉振落、實二前代未聞之事、非元祿之比云々、大變不可謂事也」⁷³と記しており、死者二〇万人と元祿一六年関東大地震以上の大地震と認識していたことがわかる。

幕府は、一〇月七日、日光御門跡に金五両、日光東照宮に銀一〇〇枚、久能山に銀三〇枚、増上寺方丈に銀一〇〇枚の祈禱料を納め、上使として日光には大沢右京大夫を増上寺には安藤長門守⁷⁴を派遣した。日光には、前大僧正を登山させて世上安全祈禱を同一五日から七日間はじめて正式に依頼⁷⁵している。日光や久能山東照宮は、幕府が、御宮の安全管理責任を負っている神社で、御宮の安全確認のための上使を派遣しても、従来までは、自主祈禱はあっても、幕府の方から災害祈禱を依頼することはなかった。しかし、今回は、上野から凌雲院前大僧正を

登山させて祈禱をさせており、また、増上寺方丈にも上使を派遣して、世上安全祈禱を依頼していることから、護国寺に代わり幕府宗廟寺社に地震祈禱命令を發動していることが、従来と大きく異なる相違点である。

こうした状況下で、安政二年一〇月一〇日に「昨夜所司代より到来関東地震事書状、入内覧可言上被命、先例元禄一六年十一月度也」⁷⁶と武家伝奏三条実萬は記し、所司代脇坂からの書状で、元禄一六年の関東大地震を先例とすることを関白鷹司政通へ命じられたと明記している。安政二年江戸大地震祈禱は、幕府から朝廷に命じられた祈禱である。所司代の書状とは、以下のようなものであった。

十月十日 「聡長卿公武御用日記」

巳刻参殿下、同役依案内也、去二日夜亥半刻地震之處、公方様本壽院様吹上御庭へ御立退御機嫌能還御、御城内無別條之旨年寄共ヨリ申来候、為御心得申進候以上

十月九日

脇坂淡路守

兩人宛

右入内覧、元禄已来地震^二候得共、所司代取扱振城中失火之時之振合^三候旨申入、関東安否可被尋下申入可伺定被命、(中略)

兩人参内、右件所司代書状附議奏披露、関東安否可被問下哉伺之處、伺之通被仰出、

一元禄十六年関東大地震七社七ヶ寺御祈被仰出之旨、旧記分明相見之旨殿下へ以状申入、宜取計被命議奏へ申入⁷⁷右の史料からは、①十月九日付所司代書状には、將軍と生母本壽院は一時庭に避難したが、無事で城内は異常のないことのみ記載されており、②所司代からは、口頭で「取扱振城中失火之時之振合」と、城失火と同様の対応でよいと伝達され、元禄一六年大地震と同様な対応は求めていないこと、③所司代から、口頭で將軍安否を朝廷より幕府に伺うことを関白に要請することを命じられたこと、④翌一〇日、元禄一六年大地震七社七ヶ寺への祈禱先例は、

武家伝奏が旧記を確認して書状で関白に申し入れ、議奏にも伝達していること、以上の四点が確認できる。

では、安政二年大地震祈禱命令は、七社七寺に対して、実際にどのように伝達されたのであろうか。伊勢神宮では、元禄一六年時には、幕府寺社奉行から山田奉行経由の伝達と、所司代から祭主経由の伝達の二種類の祈禱伝達があった⁷⁸が、今回はどのようなものであったのだろうか。伊勢に江戸大地震のことが最初に伝達されたのは、一〇月七日で本屋勘兵衛からの書状であった。同一〇日には、内宮長官名代蘭田若狭と外宮長官名代河崎織部の兩名が知るところとなったが、その状況は「御役所江御奉書到来之由当宮中御普請ニ付、御役所御出役之御方御尊承申候、右ニ付御機嫌伺之義、明後十二日御役所江可申上と被存候」⁷⁹とのみ記載されているので、江戸から山田奉行へ奉書は届いていたが、その奉書には神宮への祈禱の記載はなく、また山田奉行所から神宮宛の正式伝達でもなく、山田奉行の出役（神宮普請中）からの噂で情報を得ているので、この時点では、幕府から直接山田奉行経由の祈禱伝達はなかったようである。この情報を聞き、内外宮では早速一二日に山田奉行に地震見舞を行なうことを決定したが、翌一日には内宮家司より外宮宛の書状に「元禄十六年十二月五日之例を以、来ル十三日御祈禱列参相勤、即日御役所江御祓并熨斗差上可申存候」⁸⁰と記され、内宮では、元禄の例に倣って一二日に神官全員の列参による地震祈禱を執行後、即日山田奉行へ御祓と熨斗を献上することを決定したこと、および追伸で御機嫌伺も一三日に延期し、長官名代を派遣することを決定したと外宮に伝達している。一二日に外宮長官河崎は、その日記に山田奉行所より伝達された江戸地震での將軍・本壽院の無事と城中異常なしの書状と共に以下の祈禱伝達をも記している。

此度稀成地震ニ候処、其後も時々震動致し、近年諸国ニも度々地震有之候ニ付而者、此

上世上安全之儀、両宮江御祈禱被仰下御神納物有之候、此段為心得相達候

卯十月

此節大宮司名代橋爪左門・内宮長官代蘭田伯耆・宇治年寄蓬木雅楽・山田三方堤左衛門⁸¹（棒線は筆者）

これは、幕府から伊勢神宮に対する祈禱命令で、大宮司名代・内外宮長官名代・宇治年寄・山田三方にも同時に伝達されているものである。正確な日付・差出人の明記はないが、棒線部分が、一〇月一〇日付日光東照宮に発給されている幕府祈禱命令⁸²と全く同じ文言であることから、幕府が伊勢に下した祈禱命令であることが確認できる。

一方、同一二日夜午前零時には伊勢大宮司よりの使者が内宮長官のところへ来て、江戸地震による「莫拘団体・四海静謐・武運長久・万民安穩」の七日間祈禱執行の大宮司告知状⁸³を持参している。外宮長官の元にも同日至急ということと、一〇日付御教書と祭主下知状と共に、一二日付大宮司告知状が届けられ⁸⁴、両宮では、朝廷からの御教書に従って、同一二日から一八日までの七日間祈禱が執行された。元禄同様、伊勢に対しては、山田奉行経由の幕府伝達と朝廷経由の朝幕双方からの祈禱伝達が使用されたのである。

御教書の日付が一〇月一〇日であることから、朝廷では、武家伝奏が参内して関白に伝達した後、即刻、七社七寺への祈禱命令を下していることが明白である。しかし、朝廷はすぐに幕府に伝達しなかった。同一四日に関白鷹司政通は武家伝奏三条實萬に、内侍所御神樂は、一ヶ夜でよいことを、所司代に内談するように命じたところ、所司代は早速、天皇の御機嫌伺いに参内してきた⁸⁵が、既に一二日から開始されている七社七寺への祈禱を、所司代に書状で正式に伝達されたのは、翌一五日になってからであり、さらに、祈禱が終り次第献上すべき巻数御札を、一二月末に京都に到着した関東使を待って、二月二日になってやっと渡している⁸⁶有様である。安政二年幕府発令による江戸大地震祈禱は、元禄期綱吉政権下の幕府発令とは異なり、一八世紀末以来の国内外の危機的状況が深刻化し、幕府権威が弱体化していくなかでの、幕府が権力・権威の強化を図るため⁸⁷に、公武合体政策を利用しつつ、朝廷の顔色を伺いながらの祈禱祈願である。また、従来は非公式であった幕府宗廟への地震祈禱祈願も、国内外の危機に面した幕府が、幕府権威を内外に示す必要性からの発令であったといえよう。

おわりに

天明七年大飢饉時に発生した畿内民衆の禁裏お千度参りを契機に、寛政元年まで、朝廷・幕府の双方で飢饉祈禱が展開した。これは、当時の大政委任論⁸⁸とも関係しており、朝廷・幕府双方による万民に対する統治者意識からの五穀豊穡を願う祈禱であった。飢饉時における祈禱は、仁孝天皇の天保八年三月になると、朝廷は七社への御幣料白銀二〇〇枚を所司代に直談判し、上七社から大原野・住吉・日吉・梅宮・吉田・祇園・北野・貴船社を加えた一五社へと拡大して、四月一三日の武家伝奏と禁裏附との面談により白銀一五〇枚と減額されたが、五月一日には、一五社で祈年穀奉幣の意味を込めての祈禱が執行⁸⁹された。さらに同年七月二四日にも、一五社に対して、幕府より初穂代白銀一二〇枚を獲得して、「祈年穀豊穡国家安全」⁹⁰の二回目の祈年穀祈禱⁹¹を実現している。孝明天皇時には、開港後の朝廷祈禱の中心は攘夷へと移ったが、安政二年の江戸大地震祈禱では、幕府が宗廟である日光・久能山・増上寺をも動員し、伊勢神宮には、幕府直接の祈禱祈願をし、朝廷にも地震祈禱を祈願したが、これもはや綱吉政権下での国家祭祀権の掌握を意図した幕府権力を見せつけるものではなく、国内的にも対外的にも危機に瀕していた幕府が、権威喪失過程のなかで、もう一度幕府権威の回復を意図しての地震祈禱の発令であった。

江戸幕府は、創建時よりもより、一八世紀末まで天皇の国制上の政治的位置づけを明確にすることはなく、大政委任論も、幕府が内外の矛盾に直面し体制的な危機を迎えた時に、將軍権威と支配の正当性の再強化に迫られて幕府と天皇・朝廷との政治的關係について示された解釈⁹²である。国家祭祀権も法や制度としての位置付けのないままに、前代から朝廷に保持されてきた祭祀権が存続し続けてきたからであろう。徳川政権は国家安全・五穀豊穡祈禱の役割を天皇・朝廷に委託した⁹³という説もあるが、大政委任論が幕初から組み込まれたという根拠がないのと同様、いつ委託されたのかは定かではない。天明八年・安政二年の後期災害祈禱は、徳川政権の権威が弱体化した時に、綱吉の元禄一六年地震祈禱を先例とすることによって発動されたものである。

朝廷権威の上昇は、災害祈禱の面からは、光格上皇の天保期になって顕著なものとなるが、寛政期に復興された朝廷年中行事⁹⁴が、三〇四行事の多数に及ぶことや、寛政二年の寛政内裏遷幸時の所司代・町奉行等武家をも動員した総勢一三〇〇余人の大行列⁹⁵、および寛政期の尊号一件で朝廷は敗北したとはいえ、朝廷と幕府の双方が天皇と將軍の政治的関係を大政委任論と認識したこと、また、賀茂真淵以降の「皇国」思想や中井竹山・本居宣長等儒学者・国学者による民間の大政委任論の登場と浸透等のことを考慮に入れると、やはり、光格天皇の寛政期に朝幕関係の転換があったと考えることは妥当であろう。しかし、これは後桜町天皇以降の各天皇・朝廷が、地道に積み重ねてきた宗教的権威上昇行動の結果であることも見落としてはならない。

本稿は、災害祈禱一つを取り上げても、単線的に幕府の衰退と反比例して朝廷の国家祭祀権や権威が強くなったという単純構造ではないことを明らかにした。祭祀権については、徳川政権が家康生前から祭司王を意図し仏教を囲い込み神格化を図った⁹⁶という説もある。江戸時代は神仏習合の社会であり、災害祈禱は、朝廷・幕府ともに寺社で執行されているが、本稿では、朝廷の七寺や関東の寛永寺・護国寺・護持院における検討が不十分である。これら將軍家祈禱寺の役割は、五八号で紹介した榊田良夫氏の研究⁹⁷により、將軍家の身体祈禱が中心であるが、今一度、災害祈禱についても検討を加えることが必要である。仏教思想を含め今後の課題としたい。

- 1 朝幕協調の枠組で論ずる研究には以下のものがある。山口和夫『近世日本政治史と天皇』、四〇二頁、吉川弘文館、二〇一七年。松澤克行『近世の公家社会』、『岩波講座 日本歴史』一二卷、六一頁、岩波書店、二〇一四年。長坂良宏『近世の摂家と朝幕関係』二三九頁、吉川弘文館、二〇一八年。家近良樹『幕末の朝廷』、中公叢書、二〇〇七年。また、こうした対立・協調の枠組みで叙述することを避け、近世朝廷が近世国家・社会の強い規定をうけながら、歴史的過程のなかで、明正から光格上皇の御所機構について論じた村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』吉川弘文館、二〇一三年もある。
- 2 安丸良夫『近代天皇像の形成』、二九頁、岩波書店、一九九二年。
- 3 拙稿『近世朝廷と寺社の祈禱—近世的七社七寺体制の成立と朝幕関係—』、『千葉経済論叢』五八号、千葉経済大学、二〇一八年。
- 4 藤田覚『近世政治史と天皇』、吉川弘文館、一九九九年。
- 5 高椋利彦『近世の朝廷と宗教』、吉川弘文館、二〇一四年。
- 6 前掲註1参照。
- 7 前掲論文のほかに、拙稿「寛延の怪異と地震祈禱」、『千葉経済論叢』五九号、千葉経済大学、二〇一八年。「近世朝廷・幕府と寺社の災害祈禱—元禄一六年関東大地震の祈禱を中心に—」、『論集 近世の天皇と朝廷』朝幕研究会編、岩田書院、二〇一九年。「明和七年の賀茂下上社の雨乞いと朝廷の祈雨再興」、『賀茂信仰の歴史と文化』神社史料研究会編、思文閣出版、二〇一九年二月予定。
- 8 前掲「明和七年の賀茂下上社の雨乞いと朝廷の祈雨再興」。
- 9 勸修寺家旧蔵記録 四二八「経逸記」十二・十三、安永七年七月二日〜三日条、東京大学史料編纂所所蔵。
- 10 七社とは、伊勢・石清水八幡・賀茂下上・松尾・平野・伏見稻荷・春日であり、七寺とは、延暦・園城・東大・興福・仁和・廣隆・東寺である。
- 11 『御祈申沙汰愚記』坊城俊親、安永七年七月十五日条、国立公文書館内閣文庫所蔵。
- 12 『白川家日記』一三五、安永七年七月十五日条、同廿二日条、宮内庁書陵部所蔵。

- 13 藤田覚前掲書、八六頁。
- 14 藤田覚『光格天皇』、八八頁、ミネルヴァ書房、二〇一八年。
- 15 「油小路隆前卿伝奏記」二、天明七年六月二日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 16 深谷克己「一八世紀後半の日本」、『岩波講座 日本通史』一四卷、五一頁、岩波書店、一九九五年。
- 17 前掲「油小路隆前卿伝奏記」。
- 18 『神宮編年記』八九二所収「経高記」、天明七年五月十九日条、神宮文庫所蔵。
- 19 『史料纂集 妙法院日次記』二一、八三頁、八木書店、二〇一四年。
- 20 『日光叢書 社家御番所日記』十二、五二四頁、五二六頁、日光東照宮社務所、一九七二年。
- 21 『増上寺日鑑』六、八九〇頁、文化書院刊、二〇〇八年。
- 22 前掲『増上寺日鑑』六、九二頁。
- 23 前掲「油小路隆前卿伝奏記」二、天明七年八月五日条、同八日条。
- 24 『御触書天保集成 下』四五九六番、四五九七番、岩波書店、一九七七年。
- 25 前掲『御触書天保集成 下』、四二〇二番。
- 26 『光格天皇実録』一卷、四八六〇頁、ゆまに書房、二〇〇六年。
- 27 前掲藤田覚『光格天皇』、九六頁。
- 28 『神宮史年表』神宮司廳編、一八八頁、戎光祥出版、二〇〇五年。
- 29 賀茂別雷神社の「日次」、天明九年正月廿一日条、賀茂別雷神社所蔵。
- 30 『妙法院日次記』二二、天明九年正月九日条、八頁、八木書店、二〇〇八年。
- 31 前掲『日光叢書 社家御番所日記』十三、六頁。
- 32 前掲『日光叢書 社家御番所日記』十三、三四頁。

- 33 前掲『増上寺日鑑』六、三二五〜三二六頁。
- 34 『六所宮神主日記』府中市郷土資料集一〇、一三九〜一四〇頁、府中市教育委員会、一九八八年。
- 35 足立郡高鼻村水川神社旧社家「西角井家文書」一三四（写真帳）の一一九六番「公用日記」寛政元年三月条、四月条、埼玉県立文書館所蔵。
- 36 前掲藤田覚『光格天皇』、一二〇〜一二三頁、一五二〜五四頁。
- 37 前掲『御触書天保集成 下』、四二四九〜四二五一番、二二〜二三頁。
- 38 前掲『光格天皇実録』一卷、四八六〜五二二頁。藤田覚『光格天皇』一一一〜一二二頁。
- 39 「禁裏」執次所日記」十八、天明九年正月九日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 40 「柳原紀光日記」二五、寛政元年六月一日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 41 前掲『妙法院日記』二二、一〇二〜一〇三頁、一〇六〜一〇七頁。
- 42 前掲『光格天皇』九二〜九三頁、一〇〇頁。
- 43 宮崎ふみ子「民衆宗教のコスモロジーと王権観」、『岩波講座 天皇と王権を考える』4 宗教と権威、一九五頁、岩波書店、二〇〇二年。
- 44 前掲『光格天皇』、一六五頁。
- 45 前掲『光格天皇』、一六四頁。
- 46 「柳原均光日記」、寛政九年後七月十日条、宮内庁書陵部所蔵。『光格天皇実録』二、九二七〜二八頁。
- 47 前掲「禁裏」執次所日記」二六、寛政九年閏七月一日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 48 「御所々向御入用筋書抜」五の二三、東京大学史料編纂所所蔵。
- 49 「隆光卿記」十三、文政一三年七月二日条、東京大学史料編纂所謄写本。『仁孝天皇実録』二卷、六一六頁。
- 50 前掲「隆光卿記」十三、文政一三年七月九日条。

- 51 前掲「近世朝廷と寺社の祈禱―近世的七社七寺体制の成立と朝暮関係―」の表三参照。
- 52 宇佐美龍夫『日本被害地震総覧』、一三二―一三三頁、東京大学出版会、二〇〇三年。
- 53 「橋本實久日記」十八。「山科言成卿記」一、宮内庁書陵部所蔵。
- 54 「定功卿記」三、謄写本、天保三年閏二月五日条、東京大学史料編纂所所蔵。
- 55 前掲「隆光卿記」二二、天保三年閏二月一日条。
- 56 「定祥卿記」十八、謄写本天保三年閏二月一日条、東京大学史料編纂所所蔵。
- 57 「平田職寅日記」五六―一、天保三年閏二月二日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 58 前掲『日本被害地震総覧』、一三二頁。
- 59 『神宮編年記』一二三三所収「守訓記」、天保三年閏一月一日条、神宮文庫所蔵。および「賀茂社申沙汰記（自天保三年、天保三年一月三〇日条。宮内庁書陵部所蔵。）」。
- 60 「仙洞光格上皇御所詰所日記」、天保三年、宮内庁書陵部所蔵。
- 61 前掲「仙洞光格上皇御所詰所日記」、天保三年閏一月一九日条。
- 62 『仁孝天皇実録』二卷、六七〇頁、ゆまに書房、二〇〇六年。
- 63 『孝明天皇実録』一卷、二五七―五九頁、二六七頁、ゆまに書房、二〇〇六年。
- 64 「實麗卿記」十八、嘉永七年一月一日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 65 前掲『日本被害地震総覧』、一五一―一六八頁。
- 66 「言渡」、嘉永七年一月一日条、『孝明天皇実録』一、二七五―七六頁、ゆまに書房、二〇〇六年。
- 67 「聡長卿公武御用日記」、嘉永七年一月一日条、『孝明天皇実録』一、二七五頁。
- 68 中七社の龍田社を除き、伊勢の伊雜宮を加えている理由は不明である。
- 69 「聡長卿公武御用日記」一、嘉永七年八月二日条、同月二七日条、宮内庁書陵部所蔵。

- 70 前掲『日光叢書 社家御番所日記』二十、九〇頁。
- 71 「聡長卿公武御用日記」、安政元年二月二十五日条、『孝明天皇実録』一、二八五〜八六頁。
- 72 前掲『日本被害地震総覧』一七一〜一八二頁。
- 73 「聡長卿公武御用日記」三、安政二年一〇月八日条、『孝明天皇実録』一卷、三一二頁。
- 74 「幕末御触書集成」四、一五二頁の二七六二。『近世庶民生活史料』藤岡屋日記七卷、五頁、三一書房、一九九〇年。
- 75 前掲『日光叢書 社家御番所日記』二十。
- 76 「實萬公記―公武御用備忘―」十、安政二年一〇月一〇日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 77 前掲「聡長卿公武御用日記」三。
- 78 前掲拙稿「近世朝廷・幕府と神社の災害祈禱―元禄一六年関東大地震の祈禱を中心に―」。
- 79 『神宮編年記』三三四八所収「朝喬記」、安政二年一〇月一〇日条、神宮文庫所蔵。
- 80 前掲「朝喬記」、安政二年一〇月一日条。
- 81 前掲「朝喬記」、同年一〇月二日条。
- 82 前掲『日光叢書 社家御番所日記』二十、安政二年一〇月二五日条、一六五頁。
- 83 『神宮編年記』一四四二所収「守雅記」、安政二年一〇月二日条、神宮文庫所蔵。
- 84 前掲「朝喬記」、安政二年一〇月二日条。
- 85 前掲「實萬公記」十、安政二年一〇月二四日条。
- 86 「聡長卿公武御用日記」五、安政二年一二月二四日条、同一二月二日条、宮内庁書陵部所蔵。
- 87 大口勇次郎「国家意識と天皇」『岩波講座 日本通史』一五卷、岩波書店、一九九五年。
- 88 藤田覚「近世朝幕関係の転換」、『歴史評論』五〇〇号、一九九一年一二月。
- 89 「公武御用日記 日野資愛卿記」二、天保八年三月二八日条、四月五日条、同一三日条、五月二日条、国立公文書館内閣文

庫所蔵。

90 前掲「公武御用日記」二、天保八年七月四日条、七月二四日条。

91 「寛政再興年中行事」によると、寛政期には、二月四日の一回のみである。東京大学史料編纂所蔵。

92 藤田覚「江戸幕府の天皇観」、『岩波講座 天皇と王権を考える』一〇、岩波書店、二〇〇二年。

93 高椋利彦日本史リブレット八六『江戸時代の神社』、山川出版社、二〇一九年。

94 前掲「寛政再興年中行事」には、高椋氏が、幕府が認めなかった行事とする神じん今こん食じきも二月一日の行事として再興されている。

95 高椋利彦「後期幕藩制と天皇」、『講座 前近代の天皇』2巻、青木書店、一九九三年。

96 大桑斉「徳川將軍権力と宗教」、前掲『岩波講座 天皇と王権を考える』4宗教と権威。

97 「近世における將軍家祈禱寺―護持院と寛永寺の職掌に関する一考察」、『密教学研究』四二、二〇一〇年。

「享保期以降の護持院における將軍家御祈禱」、『大正大学大学院論集』三〇、二〇一四年。

(ませ くみこ 本学非常勤講師)

(付記)

史料の閲覧・引用に際して、宮内庁書陵部・伊勢神宮文庫・賀茂別雷神社様には大変お世話になりました。また、京大理学部上賀茂プロジェクト(仮称)の中西一郎先生、加納靖之先生(東京大学地震研究所)をはじめプロジェクトの皆様、岩橋清美様には格別のご高配を賜りましたことを、ここに記して厚く御礼申し上げます。